

防人計第1860号
26. 2. 21
防人計第15282号
27. 10. 1
防人計第21537号
1. 12. 28
防人計第20267号
令和2年12月21日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

人事教育局長
(公印省略)

職員の配偶者同行休業の運用について（通知）

標記について下記のとおり定められたので、平成26年2月21日以降は、職員の配偶者同行休業については、これによることとされたい。

記

1 配偶者同行休業の承認関係について

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法（以下「準用配偶者同行休業法」という。）第3条第1項の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第1項に規定する隊員の任免について権限を有する者は、幹部隊員、防衛省本省の職員である隊員及び自衛官にあっては、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）及び幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）に規定する隊員の任免（准尉、曹又は士たる自衛官の採用を除く。）を行う者を、防衛装備庁の職員である隊員（自衛官を除く。）にあっては、防衛装備庁長官をいう。

2 配偶者同行休業に関し政令で定める事項について

防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令（平成26年政令第41号）第1条において一般職に属する国家公務員の例によることとされている事項は、人事院規則26-0（職員の配偶者同行休業）その他の人事院規則等に定められている事項をいう。

3 人事異動通知書について

次の各号に掲げる場合に交付する人事異動通知書は、隊員の人事異動発令の書式（次発人1第189号。37. 11. 1）により定められた辞令書の書式をいう。

- (1) 配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (2) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合
- (3) 準用配偶者同行休業法第7条第1項の規定に基づき任期を定めた職員（以下「任期付採用職員」という。）を採用し又は任期を更新する場合
- (4) 任期の満了により任期付採用職員が当然に退職する場合

- 4 配偶者同行休業承認請求書の様式について
配偶者同行休業承認請求書は、別紙様式による。

配偶者同行休業請求書

(任命権者)		請求者	年月日	年月日
----- 殿 -----		請求者	職又は所属	-----
配偶者同行休業			職務の級	-----
下記のとおり			又は階級	-----
期間の延長			氏名	-----
1 請求の区分		<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）（ <input type="checkbox"/> 再度の延長）		
2 請求に係る配偶者	氏名			
	職業			
	請求時の所属先の名称 (所在地)	()		
	外国滞在事由	()		
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()		
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)				
4 請求期間		年 月 日から 年 月 日まで		
5 延長の期間		年 月 日から 年 月 日まで		
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで		
		〔うち、期間の再度の延長の場合における 当初の配偶者同行休業期間 年 月 日まで〕		
6 備考				

- (注) ① この請求書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 ② 期間の再度の延長を請求する場合には、「2 請求に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。
 ③ 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、請求時点で未定の場合には「未定」と記入し、請求期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 ④ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決裁欄	-----	官 職
	-----	氏 名

防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令(平成26年政令第41号)第1条において、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による人事院規則26-0(職員の配偶者同行休業)第7条の2の規定による防衛大臣の認定 認定日 年 月 日 不認定不要 (日本産業規格A列4番)